

納税の公平性確保に努めています

滞納処分を強化しています

みなさまから納めていただく市税は、本市の貴重な財源として、みなさまの暮らしのために大切に使われています。

多くの市民のみなさまには、定められた納期限までに納めていただいています。納期限内に納付がなく、督促状を発送し、納付を催告しても納付されないケースがあります。

期限までに税が納付されない状態を滞納といいますが、期限内に納付をしている方との公平性を欠くため、市では滞納に対する対策を強化しています。

地方税法では、督促状発送後、10日以内に納付がない場合は、徴収職員は「差し押さえをしないで済まない」と定められています。ただちに差し押さえを行うことはありませんが、何の連絡や相談もないまま放置すると、左図のように、財産調査などを行い、差し押さえなどの滞納処分を行います。

また、滞納の期間に応じて延滞金も発生し、税と合わせて徴収しますので、さらに負担が重くなります。市税は納期限までに納めましょう。

年度末は滞納処分の強化期間です

これから3月までの年度末を『滞納処分の強化期間』としています。納め忘れの市税はありませんか？もう一度ご確認ください。

納期限内の納税が困難な場合はご相談ください

○災害や盗難で被害を受けた
○病気やケガで働けなくなった
○失業や事業不振などで生活が苦しくなった
等の理由で納期限までに納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

滞納処分までの流れ

納期限までに納付がないと・・・



督促

納期限から20日以内に督促状を発送します。



催告

文書や電話、訪問などにより納付を催告します。



それでも納付がない場合は、



財産調査



金融機関・保険会社・勤務先などに対して照会を行い、差し押さえ可能な債権がないか調査します。さらに、不動産がないか、自動車の所有などについても調査します。また、建物（居宅）内を搜索し、差し押さえ可能な動産がないか、調査を行う場合もあります。



差し押さえ

差し押さえ後に納付があれば、差し押さえを解除します。しかし、納付がなければ・・・



換価・充当

預貯金や給与は、代位により取り立てをし、生命保険等は代位で解約し、解約返戻金を市税に充当します。動産や不動産は公売により売却し、代金を市税に充当します。



■問い合わせ

税務課 納税係 ☎75-6115

平成22年度の 差し押さえ状況（12月末まで）

○預貯金	81件
○生命保険・学資保険など	9件
○給与、報酬、委託料	1件
○その他の債権	8件
合 計	99件

差し押さえにより換価し、市税に
充当した金額および納付された金額
9,530,549円